平成 25 年 8 月 26 日

各　　位

会 社 名　株式会社 CSS ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　林田　喜一郎
（JASDAQ コード番号 2304）
問合せ先　執行役員財務室長　岩見　元志
（TEL：03－6661－7840）

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 26 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 目　的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約へ向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成 25 年 10 月 1 日（火）をもって、当社普通株式 1 株を 100 株に分割し、新たに 100 株を単元株式数とする単元株制度を導入するものであります。

また、それに伴い、定款の一部変更を行うものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日(月)最終の株主名簿に記載された株主の所有普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

①	株式分割前の発行済株式総数	52,856 株
②	今回の分割により増加する株式数	5,232,744 株
③	株式分割後の発行済株式総数	5,285,600 株
④	株式分割後の発行可能株式総数	20,776,000 株

(3) 日　程

①	基準日公告日	平成 25 年 9 月 12 日(木)
②	基準日	平成 25 年 9 月 30 日(月)
③	効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日(火)

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日　　平成 25 年 10 月 1 日(火)

(参考)平成 25 年 9 月 26 日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式分割の概要」および「3. 単元株制度の採用」に記載の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日(火)を効力発生日として、当社定款を一部変更いたします。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、207,760 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、20,776,000 株とする。
(新　　設)	(単元株式数) 第 7 条　当会社の単元株式数は 100 株とする。
第 7 条～第 40 条(条文省略)	第 8 条～第 41 条(現行どおり)

以　上